

湖東圏域「地産地消の店」認証制度実施要領

(目的)

第1条 湖東定住自立圏域（彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町。以下「湖東圏域」という。）で生産された「農林水産物の利用拡大と広報啓発を積極的に行う湖東圏域内の販売店、飲食店、宿泊施設および加工品の製造・販売に取り組む食品加工事業者等」（以下、「事業所等」という。）を、地産地消推進協力店（以下、「地産地消の店」という。）として認証し、地産地消の取り組みの推進と湖東産食材の消費拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、湖東産食材とは湖東圏域内において生産または収穫された農林水産物とする。

2 「湖東産」とは、第1項の示す農林水産物の総称とする。なお、産地表示には、「彦根市産」「愛荘町産」「豊郷町産」「甲良町産」「多賀町産」を用いなければならない。

(対象)

第3条 認証の対象となる者は、湖東圏域内に事業所または営業所を有する者で、湖東産食材を提供または活用している事業所等とする。

(認証の基準)

第4条 次の基準を全て満たす事業所等を地産地消の店として認証することができる。

共通事項	①「湖東圏域地産地消行動方針」の趣旨を理解し賛同していること。 ②申請内容などを各市町の広報やホームページなどのメディアで紹介されることを承諾していること。 ③食品衛生法、JAS法等関係法令を遵守していること。 ④トレサビリティ管理により生産された湖東産食材であること。 ⑤特産品として推奨する湖東産食材の利用拡大と積極的なPRを行う意欲があること。
販売店など（直売所、量販店、小売店）の場合	①直売所においては、年間営業日数が50日以上であること。 ②量販店および小売店については、湖東産食材の売場面積が概ね2㎡以上常設していること。ただし常設については、旬の湖東産食材が取り扱えない時期は除く。 ③「彦根市産」「愛荘町産」「豊郷町産」「甲良町産」「多賀町産」のいずれかを表示していること。
ホテル、旅館、飲食店などの場合	本事業で認証された販売店など（市場、直売所、量販店、小売店）で購入した湖東産食材もしくは農家から直接購入した湖東産食材を、旬の時期において継続して2品以上使用し、メニューなどへ「湖東産」もしくは「彦根市産」「愛荘町産」「豊郷町産」「甲良町産」「多賀町産」のいずれかであることを1品以上表示している事業所などであること。
食品加工業者などの場合	①本事業で認証された販売店など（市場、直売所、量販店、小売店）で購入した湖東産食材もしくは農家から直接購入した湖東産食材を、旬の時期において継続して使用し、「彦根市産」「愛荘町産」「豊郷町産」「甲良町産」「多賀町産」のいずれかであることを1品以上表示している事業所など

	<p>であること。</p> <p>②原材料表示に「彦根市産」「愛荘町産」「豊郷町産」「甲良町産」「多賀町産」のいずれかを明示していること。</p>
その他	<p>①湖東圏域内に本社を有する事業者等が、圏域外において湖東圏域産食材を利用する場合で、当該活動が湖東産食材の消費拡大とPRに効果があると判断される場合は、圏域外にある事業所でも認証する場合がある。</p>

(認証申請)

第5条 本制度の認証を受けようとする事業所等（以下、「申請者」という。）は、認証申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な資料を添えて、湖東圏域地産地消推進協議会（以下、「協議会」という。）会長に提出するものとする。

2 申請書の提出場所は、申請者が所在する各市町の協議会事務局を構成する部署で以下の場所とする。

- (1)彦根市産業部農林水産課
- (2)愛荘町農林振興課
- (3)豊郷町産業振興課
- (4)甲良町産業課
- (5)多賀町産業環境課

3 認証の登録は年4回行うものとする。

4月登録：1～3月申請分

7月登録：4～6月申請分

10月登録：7～9月申請分

1月登録：10～12月申請分

(審査および認証)

第6条 協議会会長は、受理した申請書の内容を審査し、第4条に規定する基準（以下、「認証基準」という。）を満たすと認めるときは、申請者を地産地消の店として認証するものとする。

2 協議会会長は、認証の可否について、申請者に対して認証結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 協議会会長は、登録者リスト（以下、「リスト」という。）を作成し、第1項により認証を受けた者（以下、「協力店」という。）をリストに登載するものとする。

(認証期間)

第7条 認証の期間は前条第2項の通知を行った日から1年を経過した日までとする。また、1年を経過し辞退の届出がない場合は、自動的に更新するものとする。

なお、当該事業が終了した場合、認証の効果は自動的に失効する。

(申請内容の変更及び認定の辞退)

第8条 協力店は、申請した内容に変更が生じた場合は、様式第1号により協議会会長に届出するものとする。

2 協力店は、認証の辞退を行う場合、または認証基準に合致しなくなった場合は、認証辞退届（様式第3号）により届出を行うものとする。

(認証の取消)

第9条 協議会会長は、申請書の記載内容に虚偽があった場合、または法令違反等があった場合、認証を取消することができる。

(苦情)

第10条 提供された情報については、全て協力店の責任に基づき行うこととし、協議会が保証を行うものではない。

2 第三者が提供された情報を利用したことによるトラブル等については、利用者と協力店との間で解決するものとし、協議会およびその構成員が一切の関与及び責任を負うことはできない。

(責務)

第11条 協力店は、協議会が作成する当該業事を推進するための資材を活用し、積極的に広報啓発に務めなければならない。この場合の資材とは以下のものをいう。

- (1)ロゴマーク
- (2)ポスター
- (3)幟(のぼり)
- (4)プレートまたはパネル
- (5)その他

2 協力店は、第1項に規定するものの他、協議会が主催または協賛する広報啓発にかかるイベントまたは事業等に協力を求められた場合は、積極的に参加または協力しなければならない。

3 協議会は、リストに登載した協力店の周知宣伝を通して、湖東産食材の消費拡大に務めるものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項については協議会会長が別に定める。

付 則

この要領は、平成26年2月6日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年12月18日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年5月6日から施行する。

様式第1号

「地産地消の店」認証申請書（新規・変更）

年 月 日

湖東圏域地産地消推進協議会長 様

所在地
申請者 名称
代表者

湖東圏域「地産地消の店」認証制度実施要領 第5条1項
第8条1項 の規定のに基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

名称						
業種	<input type="checkbox"/> 直売所	<input type="checkbox"/> 量販店	<input type="checkbox"/> 小売店	<input type="checkbox"/> ホテル・旅館	<input type="checkbox"/> 飲食店等	<input type="checkbox"/> 加工業者等
湖東製品の売場面積	約					m ²
湖東製品である旨の表示方法						
主な湖東製品の販売・使用品目						
今後の取組方針またはPR						
営業時間など	営業時間：	休業日：	駐車場有無（台数）：			
ホームページアドレス						
電話番号						
担当者名						

※申請書内に記入できない場合は、「別紙のとおり」と記載し、外観・店内・商品の写真、位置図、および湖東製品と確認できるもの等を添付してください。（記入などの仕方は裏面を参照）

(記入などの仕方)

- 1 申請書は、認定を希望する事業所ごとに作成し、提出してください。
- 2 「申請者」の欄は、個人の場合は個人の住所・氏名、法人等の場合は事業所の所在地・名称・代表者名を記入してください。
- 3 「業種」の欄は、該当するものにチェックしてください。
- 4 「湖東製品の売場面積」の欄は、通年を通しての売場面積を記入してください。
- 5 「湖東製品である旨の表示方法」の欄は、
 - ・直売所、量販店、小売店の場合は、湖東圏域製品であることがわかる為の表示方法を記入してください。
 - ・ホテル、旅館、飲食店等の場合は、メニュー等の表示の仕方を記入してください。
 - ・加工業者等の場合は、原材料の表示の仕方を記入してください。
- 6 「主な湖東製品の販売・使用品目」の欄は、
 - ・直売所、量販店、小売店の場合は、販売時期ごとに代表的なものの名称と扱い量を記入してください。
 - ・ホテル、旅館、飲食店等の場合は、季節ごとのメニュー名称と扱い量を記入してください。
 - ・加工業者等の場合は、原材として製造される季節ごとの商品と扱い量を記入してください。
- 7 「今後の取組方針またはPR」の欄は、今後取り組んでいく方法、取り組みたい方法を具体的に記入し、PRは、店舗の特徴やこだわり、地元産使用に対する考え方等を記入してください。
- 8 「ホームページアドレス・電話番号」の欄は、市ホームページ等により店舗紹介を掲載する場合に紹介しますので、記入してください。
- 9 「担当者名」の欄は、当協議会からの連絡を受けてもらえる方を記入してください。
- 10 その他、参考資料となるものがありましたら、添付してください。
- 11 変更申請は、変更箇所のみ記入をして申請してください。

様式第2号

「地産地消の店」認証結果通知書

年 月 日

様

湖東圏域地産地消推進協議会長 印

【認証する場合】

湖東圏域「地産地消の店」認証制度実施要領第6条の規定に基づき審査を行った結果、「地産地消の店」として認証します。

【認証できない場合】

湖東圏域「地産地消の店」認証制度実施要領第6条の規定に基づき審査を行った結果、認証の基準に合致していないため、「地産地消の店」には認証できません。

基準に合致していない点：

--

注：認定となった事業所等へは、「地産地消の店」認証店として、「のぼり」と「プレート」を貸与し、「ポスター」を配布する。

様式第3号

「地産地消の店」認証辞退届

年 月 日

湖東圏域地産地消推進協議会長 様

所在地
申請者 名 称
代表者

下記理由により、「地産地消の店」の認証を辞退しますので、湖東圏域「地産地消の店」認証制度実施要領第8条2の規定の基づき届け出ます。

なお、認証の際に貸与されていた啓発資材も併せて返却します。

辞退の理由：

--